地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令

地方更生保護委員会事務局組織規則（平成二十年法務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （事務局次長）<br>**第一条**　関東地方更生保護委員会事務局及び近畿地方更生保護委員会事務局に、それぞれ事務局次長一人を置く。<br>2　［略］ | （事務局次長）<br>**第一条**　関東地方更生保護委員会事務局に、事務局次長一人を置く。<br>2　［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**○法務省令第二十五号**

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十四条第三項の規定に基づき、法務総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

法務大臣　山下　貴司

法務総合研究所組織規則の一部を改正する省令

法務総合研究所組織規則（平成十三年法務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （総務企画部の所掌事務）<br>**第四条**　［略］<br>［一～十　略］<br>十一　研究部が行う調査及び研究と法務省の内部部局及び出入国在留管理庁（以下「内部部局等」という。）が所掌する事務との連絡調整その他の法務に関する調査及び研究の実施上必要な事務に関すること。<br>十二　研修第一部、研修第二部及び研修第三部が行う研修と内部部局等が所掌する事務との連絡調整その他の法務省の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に対して行う職務上必要な研修の実施上必要な事務に関すること。<br>十三　国際連合研修協力部が行う研修、研究及び調査と内部部局等が所掌する事務との連絡調整その他の国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行うことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の実施上必要な事務に関すること。<br>十四　国際協力部が行う国際協力と内部部局等が所掌する事務との連絡調整その他の外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力の実施上必要な事務に関すること。<br>十五　［略］ | （総務企画部の所掌事務）<br>**第四条**　［同上］<br>［一～十　同上］<br>十一　研究部が行う調査及び研究と法務省の内部部局が所掌する事務との連絡調整その他の法務に関する調査及び研究の実施上必要な事務に関すること。<br>十二　研修第一部、研修第二部及び研修第三部が行う研修と法務省の内部部局が所掌する事務との連絡調整その他の法務省の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に対して行う職務上必要な研修の実施上必要な事務に関すること。<br>十三　国際連合研修協力部が行う研修、研究及び調査と法務省の内部部局が所掌する事務との連絡調整その他の国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行うことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の実施上必要な事務に関すること。<br>十四　国際協力部が行う国際協力と法務省の内部部局が所掌する事務との連絡調整その他の外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力の実施上必要な事務に関すること。<br>十五　［同上］ |
| （総務企画部に置く課等）<br>**第五条**　総務企画部に、次の二課並びに首席研究調査官、首席研修専門官及び首席国際専門官それぞれ一人を置く。<br>総務課<br>企画課<br>（首席研究調査官の職務）<br>**第八条**　首席研究調査官は、命を受けて、研究部が行う調査及び研究と内部部局等が所掌する事務との連絡調整その他の法務に関する調査及び研究の実施上必要な事務（首席研修専門官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。<br>（首席研修専門官の職務）<br>**第九条**　［略］<br>一　法務省の職員に行わせる法務に関する専門的研究（以下「法務実務家研究」という。）と内部部局等が所掌する事務との連絡調整その他の法務実務家研究の実施上必要な事務に関すること。<br>二　研修第一部、研修第二部及び研修第三部が行う研修と内部部局等が所掌する事務との連絡調整その他の法務省の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に対して行う職務上必要な研修の実施上必要な事務に関すること。 | （総務企画部に置く課等）<br>**第五条**　総務企画部に、次の二課並びに首席研究調査官、首席研修専門官及び首席国際専門官それぞれ一人を置く。<br>総務課<br>企画課<br>（首席研究調査官の職務）<br>**第八条**　首席研究調査官は、命を受けて、研究部が行う調査及び研究と法務省の内部部局が所掌する事務との連絡調整その他の法務に関する調査及び研究の実施上必要な事務（首席研修専門官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。<br>（首席研修専門官の職務）<br>**第九条**　［同上］<br>一　法務省の職員に行わせる法務に関する専門的研究（以下「法務実務家研究」という。）と法務省の内部部局が所掌する事務との連絡調整その他の法務実務家研究の実施上必要な事務に関すること。<br>二　研修第一部、研修第二部及び研修第三部が行う研修と法務省の内部部局が所掌する事務との連絡調整その他の法務省の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に対して行う職務上必要な研修の実施上必要な事務に関すること。 |